

# 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令概要

## 1 選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「特例法」という。）第1条の規定により統一地方選挙として行われる選挙における選挙人名簿の登録は、それぞれの選挙の期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日（選挙人の年齢については、選挙の期日）現在により告示日の前日に行うものとし、当該登録をした者の氏名等の縦覧は、告示日に行うものとする。こと。（第1条関係）

## 2 署名収集の禁止期間に関する規定の取扱いに関する事項

- (1) 特例法第1条第1項又は第2項の規定により統一地方選挙として行われる選挙についての署名収集の禁止の期間は、それぞれの選挙の期日前60日に当たる日から当該選挙の期日までの間とすること。（第2条関係）
- (2) (1)については、平成23年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員若しくは長又は公職選挙法第34条の2の規定を適用することができる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙については適用しないものとする。こと。（第3条関係）

## 3 同時選挙に関する規定の取扱いに関する事項

公職選挙法第120条第3項（都道府県選管から市町村選管への選挙を同時に行うかどうかの通知）及び第121条（選挙の同時施行決定までの市町村の選挙の施行停止）の規定は、特例法第4条第2項の規定により指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しないものとする。こと。（第4条関係）

## 4 その他

- (1) その他所要の規定の整備を図るものとする。こと。
- (2) この政令は、公布の日から施行するものとする。こと。